女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料				
資料番号	02-補-E-01-0100-6-1 改 <mark>6</mark>			
提出年月日	2023 年 <mark>7</mark> 月 <mark>7</mark> 日			
【凡例】	: 前回ヒアリング資料からの変更箇所			

補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

2023年7月

東北電力株式会社

残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

1. 目的

2015 年に実施した安全維持点検において、残留熱除去系主要弁(E11-F004A, B(RHR LPCI注入隔離弁))の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降を確認した。

当該の弁体は、営業運転開始後長期使用の弁体となり、これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の厚みが減少したものである。

以上を踏まえ、設備不具合ではないものの、今後の運転に万全を期すために、弁体を取替するものである。

2. 概要

本工事は、弁体を同仕様のものに取替る。

なお、本工事に係る設工認記載事項は、添付資料の通りであり、材質変更を行わないことから、変更 後の記載としては、変更前に同じとなるものである。(添付資料 1~4 参照)。

(1) 材料—弁体 SCPH2

3. 工事の必要性

これまでの点検(点検周期 52M) により徐々に弁体の厚みが減少しており、今後の点検によりシート機能維持が困難になるおそれがあることから、早期に工事を実施し、弁体を取替る必要がある。

4. 設工認手続きについて

本工事は、既設の E11-F004A, B の弁体を同仕様のものと取替る工事であり、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事(残留熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)の弁の修理)に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料5に示す。

なお、本申請対象である E11-F004A, B が技術基準規則第 19 条「流体振動等による損傷の防止」の対象設備「一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)」に該当しないことを参考資料 1 にて示す。

6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6,7 に示す。

以上

添付資料 1: E11-F004A, B の要目表 (今回変更認可申請資料) 添付資料 2: E11-F004A, B の構造図 (今回変更認可申請資料)

你们真什么。EII TOOM, D V/用坦因(一旦发奖的引申明真什)

添付資料 3: 残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)

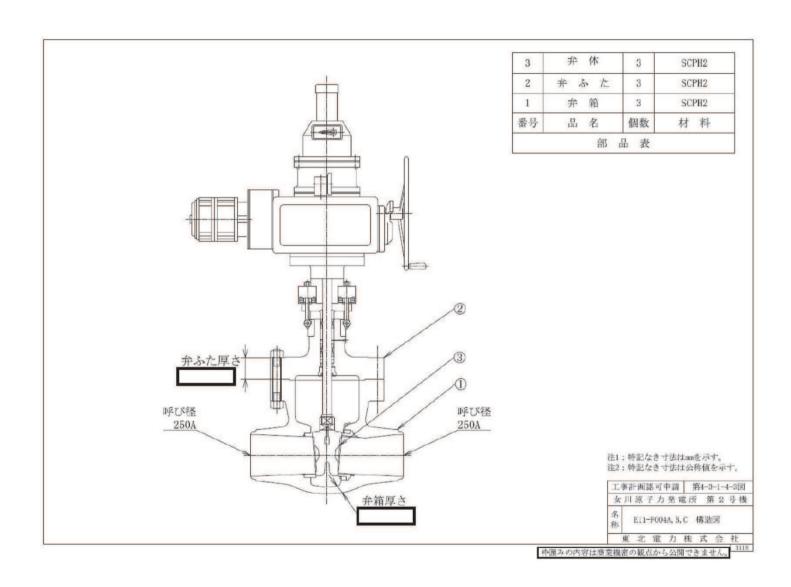
添付資料4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 5:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

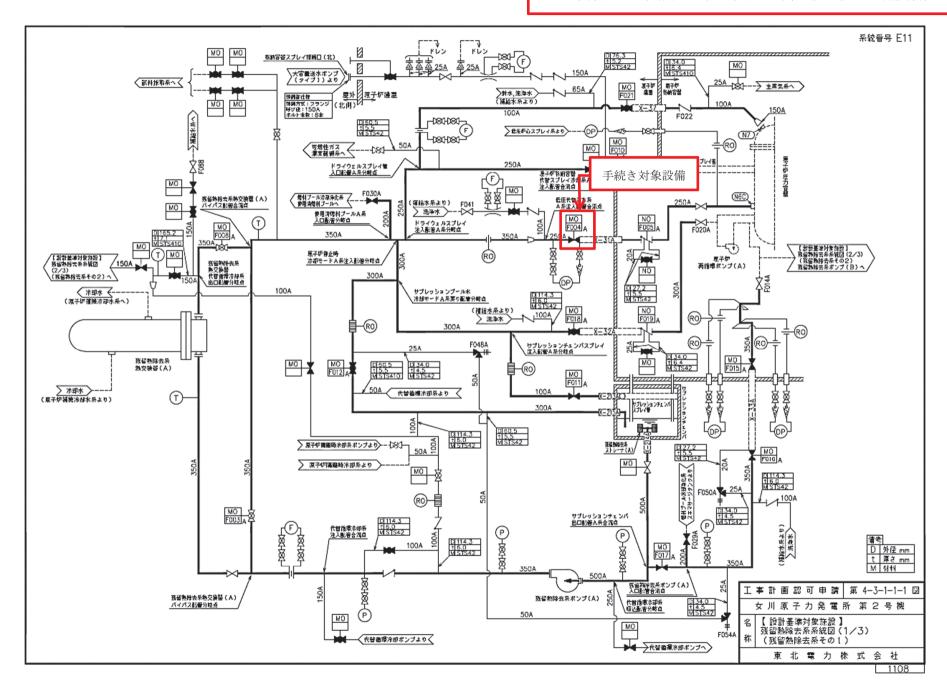
添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果

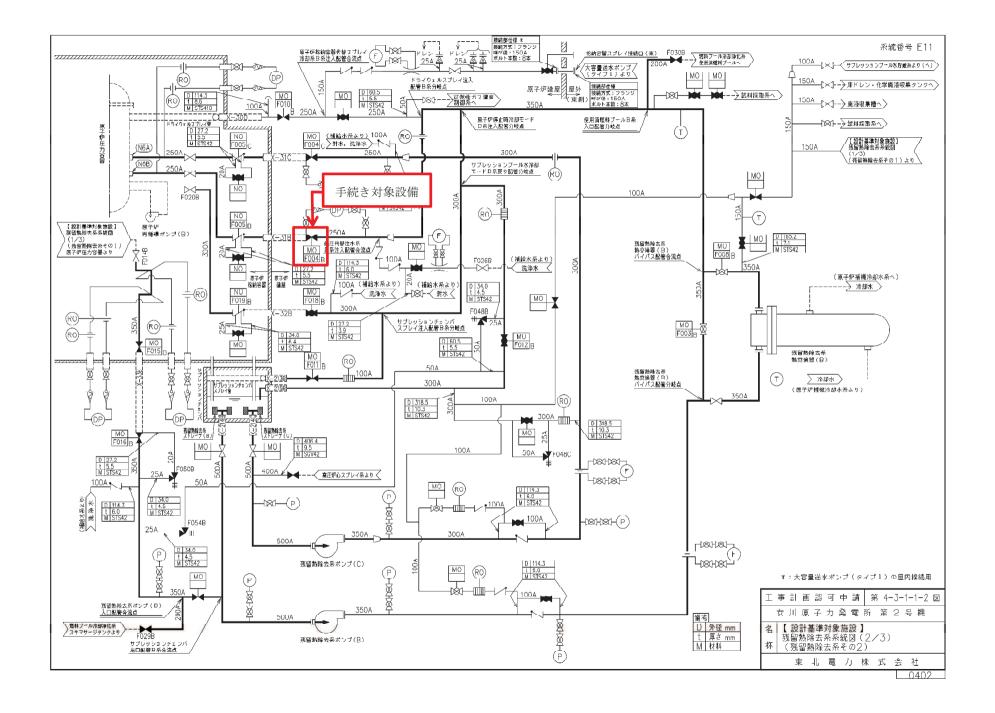
添付資料7:設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について (残留熱除去系主要弁)

参考資料1:低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明資料



4





_

	技術基準条文		理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 会社に設計及び工事の計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、本工事は当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うも のではなく、設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。		-	
第5条	\$ T地震による損傷の防止		・工事計画 ・耐震性に関する説明書	
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり、既設計に影響 を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止 × 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。		-	
第11条	火災による損傷の防止	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本工事は既工事 は災による損傷の防止 △ 計画から変更を伴わない同材料への弁体取替であり、当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。		-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、溢水による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本工事は同仕様への弁体の取替であり、当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号八 <mark>(工学的安全施設)及び二(原子炉格納容器及びその隔離弁)</mark> に掲げる安全設備であることから、多重性又は多様性及び独立性(技術基準規則第14条第1項)並びに環境条件(技術基準規則第14条第2項)について適合性の確認が必要であり、弁体の取替に伴い通常運転時、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。 (本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則第15条第5項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象となるため適用項となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象項とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文		理由	適合性を確認するための申請書類
第17条	材料及び構造	本設備は、クラス 1 機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス 1 機器として、必要な機械的強度等を有して・・ いることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。・・		・工事計画 ・強度に関する説明書 ・クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力 腐食割れに関する説明書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、クラス1機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないため適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は, クラス1機器であり適用条文となるが, 耐圧試験等については, 検査段階での要求であり, 設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,原子炉圧力容器ではないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	0	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器であるため,審査対象条文となる。原子炉冷却材圧カバウンダリとして求められる機能を有していることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画・強度に関する説明書・設備別記載事項のうち,容量等の設定根拠に関する説明書
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	0	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等に該当するため審査対象条文となる。原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離機能として求められる機能を有していることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画・設備別記載事項のうち,容量等の設定根拠に関する説明書
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文		(新基準条文	
第32条	条 非常用炉心冷却設備 本設備は、非常用炉心冷却設備に該当するにの番食対象条文となる。向非常用炉心冷却設備として水のられる機能を有することを、石記の中請着類で確認し、本条 立の規定に適合していると判断した		・工事計画 ・設備別記載事項のうち,容量等の設定根拠に関する説明書	
第33条	循環設備等	×	本設備は,残留熱除去系に要求されている「原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備」に該当しないことから適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は、原子炉制御室等に該当せず、また技術基準規則第38条第2項の操作性について、本設備は中央制御室で操作する機器であるものの、本要求は原子炉制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態、弁の開閉状態)に対する要求であり、本設備への要求ではないため適用条文とはならない。 (本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	× 本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第44条	本設備は,原子炉格納施設のうち原子炉格納容器隔離弁に該当するため,技術基準規則第44条第1項第2号について審査対象条文となる。原子炉格納容器隔離 会として求められる機能を有することを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。		・工事計画 ・設備別記載事項のうち,容量等の設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説 明書	
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	

	技術基準条文		技術基準条文 適用要否判断 理由		適合性を確認するための申請書類
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_	
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-	

技術基準条文 適用要否判断 理		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

女川原子力発電所 第2号機 第14,15,38条に対する適合性の整理表

					分 名 方 7 茂				
	原子炉冷却系統施設		印系統施設	残留熱除去系 主要弁 (E11-F004A, B)	参照資料				
	第 1 項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性 及び独立性	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成に変 更はないことから、多重性又は多様性及び独立性に影響を及ぼさない。	【系統図】 第 4-3-1-1-1, 2 図 【配置図】 第 4-3-1-5-4 図			
				温度	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境温度に変 更はないことから、考慮すべき環境温度に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 第4-3-1-5-4 図			
				圧力	・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境圧力に変 更はないことから,考慮すべき環境圧力に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が			
							-	湿度	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境湿度に変 更はないことから、考慮すべき環境湿度に影響を及ぼさない。
				屋外天候	- (考慮不要)	_			
第 1 4 条	44.	安	環境条件	条件	条件	条件	放射線 (機器)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境放射線に変更はないことから、考慮すべき放射線に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 第4-3-1-5-4 図
	第 2 項	安全施設	におけ	放射線(被ばく)	-(操作不要)	— M4 2 1 2 4 M			
		収	る健全	海水	(考慮不要)	_			
			土性	電磁的障害	(考慮不要)	_			
				荷重	・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び耐震設計条件 に変更はないことから,地震の影響による荷重については,技術基準規則第5条「地震	・VI-2 耐震性に関する説明書			
				周辺機器等からの 悪影響 冷却材の性状	による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響については、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震の波及的影響については技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、火災の波及的影響については技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、溢水等の波及的影響については技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 ・VI-1-1 耐震性に関する説明書 ・VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 ・VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 「系統図」 第4-3-1-1-1,2図 【配置図】			
	第 2 項	設計基準対象施設		・検査 査性,系統構成等)	・本申請に伴い, 既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び構造の変更はないことか ら, 試験・検査に影響を及ぼさない。	第 4-3-1-5-4 図 【構造図】 第 4-3-1-4-3 図 【配置図】 第 4-3-1-5-4 図			
第 1 5条	第 4 項	設計基準対象施設	悪影散物	響防止(内部発生飛)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所の変更はないことから、内部 発生飛散物に係る悪影響防止に影響を及ぼすものではない	【配置図】 第 4-3-1-5-4 図			
	第 5 項	重要安全施設	共用	又は相互接続の禁止	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び系統構成に変更はないことから、共用又は相互接続へ影響を及ぼさない。	【系統図】 第 4-3-1-1-1, 2 図 【配置図】 第 4-3-1-5-4 図			
	第 6 項	安全施設	共用又は相互接続による 安全性の影響		・該当しない	-			
第 3 8 条	第 2 項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性		・該当しない	-			

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各新	色電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	X	E11-F004A,Bの修理工事により,送電関
			係一覧図に変更を生じないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	E11-F004A,Bの修理工事により,工場又
	図		は事業所の概要を明示した地形図に変
			更を生じないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	E11-F004A,Bの修理工事により,主要設
	図及び断面図		備の配置の状況を明示した平面図及び
			断面図に変更は生じないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	E11-F004A,Bの修理工事により,単線結
	く。)については電線の種類、太さ及び接		線図に変更を生じないため不要。
	地の種類も併せて記載すること。)		
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	E11-F004A,Bの修理工事では,新技術の
			採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
			原子炉施設の熱精算図に変更を生じな
			いため不要。
8	熱出力計算書	×	E11-F004A,Bの修理工事により,熱出力
			計算書に変更を生じないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が、令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置許可変更許
			可申請書との整合性を確認する必要が
			ある。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	E11-F004A,Bの修理工事により,排気中
	に関する説明書		及び排水中の放射性物質の濃度に変更
			を生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各系	管電用原子炉施設に共通		
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	E11-F004A,Bの修理工事により,人が常
	場又は事業所内の場所における線量に		時勤務し又は頻繁に出入する工場又は
	関する説明書		事業所内の場所における線量に変更を
			生じないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	損傷の防止に関する説明書		原子炉施設の自然現象等による損傷の
			防止に変更を生じないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	E11-F004A,Bの修理工事により,放射性
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		物質により汚染するおそれがある管理
	する管理区域のうち、その場所における		区域並びにその地下に施設する排水路
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		並びに当該排水路に施設する排水監視
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		設備及び放射性物質を含む排水を安全
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		に処理する設備の配置に変更を生じな
	びにその地下に施設する排水路並びに		いため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	E11-F004A,Bの修理工事により、取水口
			及び放水口に変更を生じないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速	0	E11-F004A,Bの修理工事に伴い,設定根
	度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、		拠に関する説明書にて設備別記載事項
	再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程		を確認する必要があることから添付す
	又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉		る。
	止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、		
	駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、		
	慣性定数、回転速度半減時間、慣性モー		
	メント、設定破裂圧力並びに設計温度の		
	設定根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	E11-F004A,B は,環境測定装置(放射線
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		管理用計測装置に係るものを除く。)に
	所を明示した図面		該当する設備ではないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各新	色電用原子炉施設に共通		
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	0	E11-F004A,Bの修理工事は、弁体を同仕
	項第三十三号ロに規定するクラス 1 機		様のものへ取替るものであり、クラス1
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		機器の応力腐食割れ対策に関する適合
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		性を説明するため添付する。
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	E11-F004A,Bの修理工事に伴い,安全設
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		備が使用される条件の下における健全
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		性を確認する必要があることから添付
	第二条第二項第十四号に規定する重大		する。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	説明書		原子炉施設の火災防護に変更を生じな
			いため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設置場
	説明書		所等に変更はなく, 溢水防護に変更を生
			じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポン	×	E11-F004A,Bの修理工事に伴い,蒸気タ
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		ービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物に
	護に関する説明書		よる損傷防護に変更を生じないため不
			要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	E11-F004A,Bの修理工事により,通信連
	箇所を明示した図面		絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	E11-F004A,Bの修理工事により,安全避
	避難通路を明示した図面		難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	E11-F004A,Bの修理工事により,非常用
	所を明示した図面		照明に変更は生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原	子炉冷却系統施設		
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	E11-F004A,Bの修理工事は、同仕様の弁
	を明示した図面及び系統図		体への取替であり,機器の配置及び系統
			図に変更はないが、申請対象を示すため
			添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	E11-F004A,B は蒸気タービンの給水処
			理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	E11-F004A,Bの修理工事により,同仕様
	めて記載すること。)		の弁体へ取替ることから, 耐震クラスに
			応じた地震力に耐えられる設計である
			ことを評価するため添付する。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	E11-F004A,B の修理工事により同仕様
	て記載すること。)		の弁体へ取替ることから,構造強度への
			影響を確認する必要があるため添付す
			る。
5	構造図	0	E11-F004A,Bの修理工事は、同仕様の弁
			体への取替であり,機器の構造に変更は
			無いが,申請対象を明らかにするために
			添付する。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	×	E11-F004A,Bは,原子炉格納容器内の原
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		監視する装置に該当しないため不要。
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	E11-F004A, B は, 蒸気タービンの基礎に
	関する説明書及びその基礎の状況を明		該当しないため不要。
	示した図面		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	E11-F004A, B は,技術基準規則第 19 条
	止に関する説明書		「流体振動等による損傷の防止」で対象
			設備としている「一次冷却系統(炉心を
			直接冷却する冷却材が循環する回路)」
			該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	E11-F004A,B は非常用炉心冷却設備そ
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		の他原子炉注水設備のポンプに該当し
	説明書		ないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	水として海水を使用しない場合は、可能		ないため不要。
	取水量を記載した書類		
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書 (バ	×	E11-F004A, B は,安全弁に該当しないた
	ネ式のものに限る。)		め不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	E11-F004A,B の修理工事における設計
	システムに関する説明書		及び工事に係る品質管理の方法等を評
			価する必要があるため,説明書を添付す
			る。

なお、本設備は原子炉冷却系統施設であるが原子炉格納容器隔離弁に該当し、「原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書」についても関連することから適合性を確認するための書類とする。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 発電用原子炉施設に共通	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
1	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	_	・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は、許可の際の申請書等の記載事項にあたらない(許可との整合性を確認する対象ではない)ため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。なお、当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
			・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更がないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

1
\sim
$\overline{}$

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 発電用原子炉施設に共通	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	設備別記事注力が 調事注力が 調事注力が 調事注力が 表高に 一方の 大力が 大力が 大力が 大力が 大力が 大力が 大力が 大力が	27 条 28 条 32 条 44 条	・VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書 (残留熱除去系 主要弁(常設))	有	E11-F004A, B の修理工事は同材料の弁体への取替であるが、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書に当該設備の記載がないことから、審査対象条文の適合性を確認するために変更する。(別紙1参照)
3	クラス1機器(技術基準規則第二条第二十三号の 第三十三号の 第三十三号の 第三十三号の 第三十三号の が が が が が が の に 関 が に 関 が に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に	17条	・VI-1-1-5 クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に 関する説明書	無	E11-F004A, Bの修理工事は, 同材料の弁体への取替であり, 応力腐食割れ発生環境下に対する適切な耐食性を有する材料を従来から使用していることから, 当該説明書の変更はないため, 既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

\vdash	\sim	L	
	_	-	

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 発電用原子炉施設に共通 発電用原子炉施設に共通 要全設備(技術基準用 要全設備(技術基準 男にをいる。) の設備のでは、 事が可に、 事が下がでで、 ののでは、 のので、 のので	関連 全 14 条 15 条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書	既認可からの添付書類の変更の有無無	添付書類の変更の有無の理由 E11-F004A,Bの修理工事は同仕様の弁体への取替であり,基本設計方針を変更するものでなく,安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから,既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお,要目表に記載する機器等が通常運転時,設計基準事故時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。
原					
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	14 条 15 条 27 条 28 条 32 条	 ・第4-3-1-1-1図 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図(1/3)(残留熱除去系その1) ・第4-3-1-1-2図 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図(2/3)(残留熱除去系その2) ・第4-3-1-5-4図 残留熱除去系機器の配置を明示した図面(その4) 	無	弁体の取替であり、弁の位置は変更しないことから既認可の設計及び工事の計画に添付した本図面から変更はない。

	0
ь.	5

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	 ・VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・VI-2-1-2 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要 ・VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 ・VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針 ・VI-2-1-6 地震応答解析の基本方針 ・VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針 ・VI-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 ・VI-2-1-9 機能維持の基本方針 ・VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針 ・VI-2-1-11 機器・配管の耐震支持設計方針 ・VI-2-1-12-1 配管及び支持構造物の耐震計算について ・VI-2-1-13-6 管の耐震性についての計算書作成の基本方針 (次頁へ続く) 	無	E11-F004A, Bの修理工事は、耐震に係る 方針を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添 付した本説明書から変更はない。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	 (前頁からの続き) ・VI-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書 ・VI-2-2-2 原子炉建屋の耐震性についての計算書 ・VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果 ・VI-2-12-1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合わせに関する影響評価結果 	無	(前頁に記載)
			・VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書(残留熱除去系)	無	E11-F004A, Bの修理工事は、同仕様(材料, 寸法, 重量)の弁体への取替であり、建設時に作図した製作図面(現在も変更なし)に基づき弁体の製作を行うため、耐震計算書のインプットデータである当該弁の重量、弁本体の寸法および支持構造物の位置等について弁体取替に伴う変更はないことから、本計算書の変更はない。(別紙2参照)
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17 条	・VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 ・VI-3-1-2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針	有	既認可の本説明書は原子炉圧力容器バウンダリ拡大範囲が評価対象であるため,新たに評価対象となった本申請設備(残留熱除去設備)を追記した(別紙6 <mark>参照</mark>)
		27条	・VI-3-2-1 強度計算方法の概要 ・VI-3-2-3 クラス 1 弁の強度計算方法	無	E11-F004A,Bの修理工事は、同仕様の弁体への取替であり強度計算に係る方針を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

ľ	S	
F	\triangleright	

		1			
	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)		・VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書(残留熱除去系)	有	E11-F004A, Bの修理工事に伴い, 取替た 弁体が構造強度を満足することを確認 する必要があるため, 評価を実施する。 (別紙3参照)
		17 条 27 条	・VI-3-3-3-3-1-5-2 管の応力計算書(残留熱除去系)	無	E11-F004A, Bの修理工事は、同仕様(材料,寸法,重量)の弁体への取替であり、建設時に作図した製作図面(現在も変更なし)に基づき弁体の製作を行うため、耐震計算書のインプットデータである当該弁の重量、弁本体の寸法および支持構造物の位置等について弁体取替に伴う変更はないことから、本計算書の変更はない。(別紙2参照)
4	構造図	15 条 27 条 28 条 32 条	・第4-3-1-4-3図 E11-F004A, B, C構造図	有	残留熱除去系主要弁の弁体取替に伴い,構造図を添付する必要があるが,既認可の設計及び工事の計画において構造図を添付していなかったため新たに添付するもの。(別紙4参照)

Ľ)	
	5		

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
5	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書	_	・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は,設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法,組織等についての具体的な計画に変更はないことから,既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉冷却系統施設	有	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は,弁体取替に伴い,調達管理を実施することから,本説明書を変更する。 (別紙5参照)
原	子炉格納施設	•			
1	原子炉格納施設の設 計条件に関する説明 書(原子炉格納容器本 体の脆性破壊防止に 関する説明を併せて 記載すること。)	44 条	・VI-1-8-1 原子炉格納施設 <mark>の</mark> 設計条件に関する説明書	無	E11-F004A, Bの修理工事は、同仕様(材料、寸法、重量)の弁体への取替であり、建設時に作図した製作図面(現在も変更なし)に基づき弁体の製作を行っている。(別紙2参照)そのため、隔離弁の動作性及び隔離性に影響を与えるような重量、弁本体の寸法等について弁体取替に伴う変更はないことから、本説明書の変更はない。

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書(残留熱除去系 主要弁(常設))】

	変 更 前		変 更 後	備考
(令和	3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			
	VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書 (残留熱除去系 主要弁(常設))	VI-	-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書 (残留熱除去系 主要弁(常設))	変更なし
Я 2		23 24		
(i) VI-1-1-4-3-3-1-5		※二 W-L-1-4-3-3-1-5		
0 0 5		54W C3		

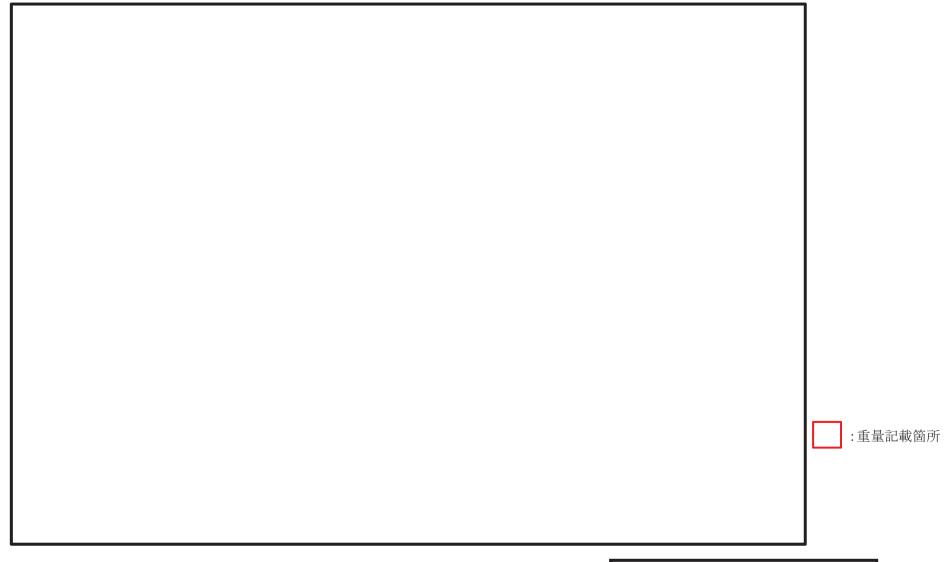
女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【WI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書(残留熱除去系 主要弁(常設))】

【凡例】 ____: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(守相3年 12月 23日行び(認可された設計及び上事の計劃の際行音集)	を	E11-F004A, B, C の設定 根拠を追加

A. B)	構造図>
4	4A, B)

本資料は建設時に作図された設計図書であり、現在の最新版である。今回取替る弁体は本図面に基づき既認可済の弁体と同仕様(材料、寸法、重量)で製作しているため、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類(「管の耐震性についての計算書(残留熱除去系)」および「管の応力計算書(残留熱除去系)」)へのインプットデータである弁総重量、弁本体の寸法および弁に設置している支持構造物の位置等について変更はない。



変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の	計画の沃什書料)	変 更 後	備考
VI-3-3-3-1-4 弁の強度計算書(残留)		VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書 (残留熱除去系)	
VI-3-3-3-1-4 R O	VI-3-3-3-3-1-4 R O		変更なし
O 2 2 @	0.2 後日		

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

備考		後	更	変			
E11-F004A, B の	7.8	192	D8-1	D9-1	D8-2) P-1	
追加に伴う記載し。	1	11	1	I	п	L	2000年1
	本文 () () () () () () () () () (設計・等設規格	設計・建設規格 又は告示	設計·建設規格 又は告示	設計,建設規格 又は告示	設計・建設規格 又は告示	評価区分
	是 是 是	856告示	856件录	555告诉	855告诉	856告示	変数時の
	製	畢	#	#1	載	単	第二級六 おける 数値を言
	1	1	1	1	1	Е	#
	11	1	1	1	1	П	S. *
	ž.	302	302	302	98	302	盐
	8 8	8.62	10, 40	8.62	3, 73	8, 62	88
	# 1°	*	#	#	#	#	**
	11.		1			L	
	1-8 1-8 1-8 1-8 1-8 1-8 1-8 1-8 1-8 1-8	1-82	1-88	1-80	DB-2	1-80	
	-1 $\overline{\$}$	D8-2	DB-2	D3-2	DB-2	D-92-1	**************************************
	り範囲の		-				_
		#	ŧ	4	単	単	0 % 71 € V
	無力べ	#	#	#	年	年	放送機関サインを発売される場合を表現を表現を表現を表現を表れる。
	·哈斯女	報	報数	MARK	現役	光胶	18.00 r.o.
	EL-F921	E11-F021	E11-P018A, B	B11-F016A, B	E11-P068A, B	E11-P004A, B	泰路

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

(令和 3 年 12 月 23 日付)		川及び工事の司画	少你们 音规/										
1.1 設計仏様						1.1 設計仕様							E11-F004A, B の計
			系統:残留熱除去非	ē.							系統:列	设留熱除去系	追加に伴う記載
機器の区分		クテス1弁	21004 1 224H MINISTER			機器の区	区分		3	ラス1弁			し。
介番号 種類	呼び径 (A)	材料				弁番号	種類	呼び径 (A)	弁箱	材 弁ふた	料 弁体	ボルト	
E11-F016A,B 止め方		介箱 かふた SCPH2 SCPH2	介体 ボルト SCPH2	1		E11-F004A, B	止め弁	250	SCPH2	SCPH2	SCPH2		
E11-F018A, B 止め方		SCPH2 SCPH2	S25C			E11-F016A, B	止め弁	350	SCPH2	SCPH2	SCPH2		
E11 F021 止め方	1	SCPII2 SCPII2	S25C			E11-F018A, B	止め弁	300	SCPH2	SCPH2	S25C		
			•	-		E11-F021	止め弁	100	SCPH2	SCPH2	S25C		
O 2 ③ VI-2-3 3-3-1-4 R 0					O2 変二 VF3-5-3-4-1-4								

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	1.2 類皮計算器	E11-F004A, B の計算書 を追加。
	3	

【凡例】 ____: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
		E11-F004A, B の計算書 を追加。

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

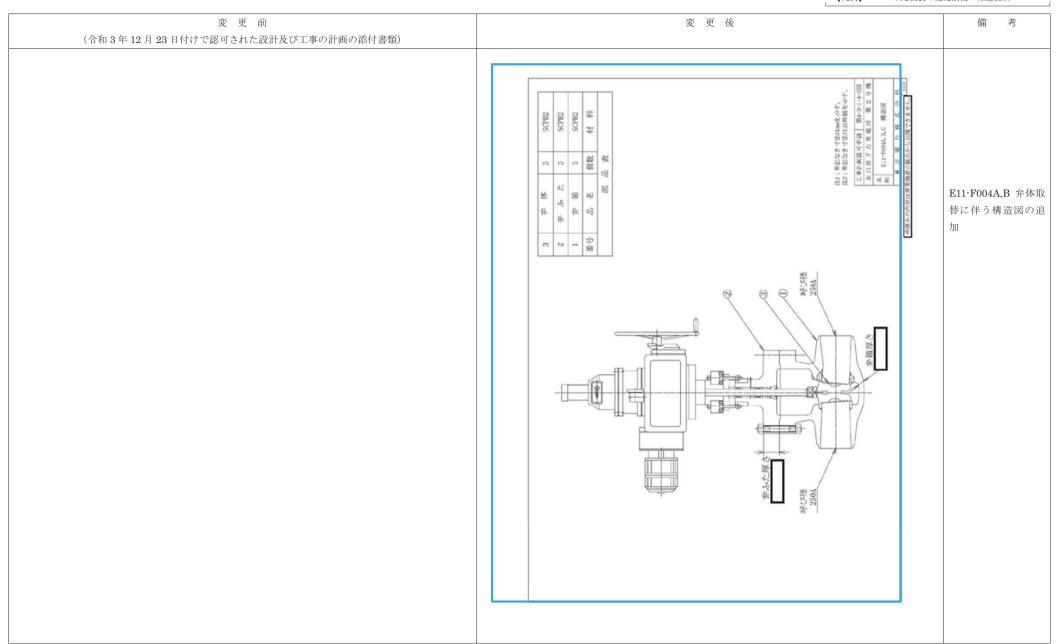
		1
変 更 前	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	所能: 残留熱除去蚤	E11-F004A, B の計算 を追加。

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

変更後
フランジ及びアランジがルトの応力解析 ②計算条件
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
2

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【E11-F004A, B, C 構造図】

【凡例】 _____: 比較表の変更前後の相違箇所



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設】

変更前		変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			
VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画		VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画	変更なし
原子炉冷却糸統施設		原子炉冷却系統施設	
	0		
™ ™	VI-1-10-4 R O		
M-1-10-1	VI-1-10		
(a)	₩ 1		
0 0	0 22		

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設】

【凡例】 _____: 比較表の変更前後の相違箇所

	(令	和 3	年	12 月 23 日作	変 更 前 付けで認可された設計及	び工事の計画	の添付書類)	変更後	備考
					O 2 ⑥ VI-1-10-4 R 2		様式	O2 変二 VI-I-I0-I R I	
	発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	Mail 6.	保保規定 (株保規定) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	品質マネジメントシステム計画 価質マネジメントシステム計画	様式-9 適合性確認対象設備ごとの調泡に係る管理のグレード及び実績 (設備関係) -	E11-F004A, B 弁体耳に伴い、調達管理を施することから、2
			7		N36-F009A, B~低圧第3給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ	(株)	明書を変更する。
		原子炉			低圧タービン〜低圧第2給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
		却材	抽気	主配管	低圧タービン〜低圧第1給木加熱器	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ	展 デ デ デ の の の の の の の の の の の の の	
		類膜	MI.		N36-F022A, B~原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ	素 去 煙	
		鋼			原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン~N36-F024A, B		理に基づ	従 没 芸 第 情 数	
			T		残留熱除去系熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
				熱交換器	残留熱除去系熱交換器(B)	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
			İ		残留熱除去系ポンプ(A),(B)	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
				ポンプ	残留熱除去系ポンプ(C)	既設設備であり、当時の調達管	理に基づ		
					残留熱除去系ストレーナ(A)	き実施している。 既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
			8	ろ過装置	残留熱除去系ストレーナ(B)	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
					残留熱除去系ストレーナ(C)	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
					E11-F048A	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
					E11-F048B	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
			9	安全弁及び逃がし弁	E11-F048C	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
	原子如				E11-F050A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
	治却系				E11-F054A, B	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。			
	施設				E11-F003A, B	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。			
		粉除	機留熱公		E11-F004A, B, C	成叔叔備であり、当時の調達管 き実施している。	度に差づ		
		去設備	去系		E11-F005A, B, C	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。	理に基づ		
					E11-F008A, B		0		
					E11-F010A, B	既設設備であり,当時の調達管 き実施している。			
					E11-F011A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
				主要弁	E11-F012A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
					E11-F015A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
					E11-F016A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。			
					E11-F018A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。		N	
					E11-D010A, B	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。		w w	
16					E11-F021	既設設備であり、当時の調達管 き実施している。 既設設備であり、当時の調達管			
					E11-F022 原工所に十字類。施設整於主工原工的故山地分割工。	き実施している。			
					原子炉圧力容器~残留熱除去系原子炉停止時冷却モー 下吸込配管分岐点 残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点	き実施している。			
				主配管	~E11-F014A, B	株政政領であり、当時の調道官 き実施している。 既設設備であり、当時の調達管			
					E11-F014A~原子炉格納容器配管貫通部(X-33A)	洗政設備であり、当時の調理官 き実施している。	G1-26-7		

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表

【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

	[VI	-3-1-1 強度計算の基本ス	5針の概要】	
	変 更 前		変更後	備考
(A和9年1	2月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			
1 平6 時間	2月23日刊りで認明された設計及び工事の計画の称刊音類/			
				変更なし
			W 9.1.1 発佐計算の其大士列の柳西	
	VI-3-1 1 強度計算の基本方針の概要		VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	
23		e ~		
R 2				
VI-3-1-1		M-3-1-1 R 3		
÷		N-3		
$\overline{\Delta}$		414		
9		<u>₩</u>		
0 2		0 22		
G		0		

【凡例】 _____: 比較表の変更前後の相違箇所

		+
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
1. 概要	1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」という。)第17条に規定されている 設計基準対象施設とは第15条に規定されている流大事必等対点認備に関する容易、等、ボンブ、 非形しくはこれもの支持物流物では設計基準対象施定に関する時に支持物造物や材料及に対 ついて、強力な付きが高速では設計基準対象施定と対するない。 なお、設計基準対象施設のうち科料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器 については、今回の申請において変更は打かない。 今回、新たに材料及び構造の要求が追加工は変更となる以下の機器が十分な純度を有すること 夜房中さらないである。 ・クラス、機器のうち、「原子が冷却材圧力パウンタリ鉱大範囲」 及び「残積熱除法設備」の改造 に作り・強度評価が必要をが加工と対象が表面側。 放下 「残積熱除法設備」の改造 に作り・強度評価が必要を強調 ・クラス 2 機器のうち、「原子が冷却材圧力パウンタリ鉱大範囲」 放下を接受のうち、「原子が冷却対象に関係。 「原子が必由対象のうち、「原子が多時に設備」	残留熱除去設備おスの非常がある。

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針】

(Afn 5	変 更 前 3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備考
(рин с	7千 12 月 20 日日日 (一) で 4 いた 以 日 人 () 上 字 い 日 画 い い 自 一 () 日 日 一 () 日 日 一 () 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			変更なし
	VI-3-1-2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針		VI-3-1-2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針	
O2 © W-3-1-2 R2		O.2 ※二 VI-3-1-2 R.3		

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針】

【凡例】 _____: 比較表の変更前後の相違箇所

	変 更 前	変 更 後	備考
	(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	1. 概要 クラス 1 機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に 関する規則」(平成 25 年 6 月 28 日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」とい う。)第17 条第1 項第1 号及び第8 号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び 強度を有することが要求されている。 本資料は、原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲について、クラス1 機器となる管及び弁が十 分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。	1. 概要 クラス 1 機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附 関する規則」(平成 25 年 6 月 28 日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「 う。)第 17 条第 1 項第 1 号及び第 8 号に規定されており、適切な材料を使用 強度を有することが要求されている。 本資料は、「原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲」及び「残留熱除去設備 1 機器となる管及び弁が十分な強度を有することを確認するための強度計算 説明するものである。	技術基準規則
O 2 @ VI-3-1-2 R 2		O2 泰二 W-3-1-2 R3	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針】

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

(令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 2. クラス 1機器の強度計算の基本方針	2. クラス 1機器の強度計算の基本方針	2. クラス 1機器の地度計算の基本力針	(令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の総付書類) 2. クラス1機器の施度計算の基本方針
2. クラス 1機器の強度計算の基本方針	2. クラス 1機器の強度計算の基本方針	2. クラス 1機器の強度計算の基本方針	2. クラス 1機器の強度計算の基本方針
クラス 1 機器の材料及び構造については、技術基準規則第 17 条(材料及び構造)に規定されて おり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版 (2007 年追補販合む。)) 〈第 1編軽水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2005/2007」(日本 機械学会) Xは「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 1編経水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2005/2007」(日本 機械学会) Xは「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 1編経水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2012」(日本機械学会) Xは「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 1編経水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2012」(日本機械学会) Xは「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 1編経水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2012」(日本機械学会) Xは「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 1編経水炉規格〉 J SME S NC 1 - 2012」(日本機械学会) Xは「発電用原子力設備上、おこととされているが、技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと見定されている。同解釈において規定される J SME S NC 1 - 2012」(ロ本機械学会) によることとされているが、技術基準規則を満たったとと規定されている。同解釈において規定される J SME S NC 1 - 2012」(ロ本機械学会)によることとがしては、施設時に適用された規格によることとは定されている。同解釈において規定される J SME S NC 1 - 2012」(ロ本機械学会)によることとがしては、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定される J SME S NC 1 - 2012」は、いずれも技術基準規則を満たすと規定として相違がない。 「原子炉冷却材圧力、グランダリの拡大範囲は施設時の適用規格が「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(即和 55 年 10 月 30 日 通商産業省告示第5 0 1 号 の場合は告示第5 0 1 号 という。)又は設計・建設規格のの機格による評価を実施するが、既工認におりを設計・建設規格の成権を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施するが、既工認におりを設計・建設規格の成権を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施するが、既工認におりを設計・建設規格の成権を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施するが、既工認におりを場合は告示第5 0 1 号と設計・建設規格の比較を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施するが、既工認におりを報告に関する機能を対しては、対策を関するに対するが、これに対するに対するに対するに関する機能を対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに	クラス 1機器の材料及び構造については、技術基準規則第 17 条 (材料及び構造)に規定されて おり、「実用整電用原子均及びその附属論設の技術基準に関する規則の解釈」(呼成 25 年 6 月 19 日 原規を第 31 の 25 10 において「発売して「発電用原子力及偏限格 設計・建設規格 (2005 年版	クラス 1 機器の材料及び構造については、技術基準規則第 17 条 (材料及び構造) に規定されて おり、「実用を電用原子均及びその附属施設の技術基準に関する規則の解教」(平成 25 年 6 月 19 日 原規接答第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力及側の解教」(平成 25 年 6 月 19 日 原規接答第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力及側規解 設計・建設規格(2005 中版 (2007 年追補服金売込。) (等) 編輯水炉規格	クラス 1 機器の材料及び構造については、技術基準規則第 17 条 (材料及び構造) に規定されて おり、「実用を電用原子均及びその附属施設の技術基準に関する規則の解教」(平成 25 年 6 月 19 日 原規接答第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力及側の解教」(平成 25 年 6 月 19 日 原規接答第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力及側規解 設計・建設規格(2005 中版 (2007 年追補服金売込。) (等) 編輯水炉規格
2			

【凡例】——: 比較表の変更前後の	2前後の相違箇所
-------------------	----------

	変 更 前	変 更 後	備考
(-	令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
O2 ® W-3-1-2 R2	2.1 クラス1機器の構造及び強度 (1) 強度計算における適用規格の選定 クラス1機器のも助圧がおよりによりでは、正常ないといっては、対している。 が告示第501号又は設計・建設規格である。 施設時の適用規格が告示第501号のものについては設計・建設規格との比較を行い、いずれか交合側の規格による評価を実施する。 面に認における評価結果がある場合はその評価結果がある場合はその評価結果がある場合はその評価による評価を実施する。 正認における評価結果がある場合はその評価結果の確認による評価を実施する。 度正認における評価結果があることからその評価結果の確認による評価を実施する。 度正認における評価結果があることからその評価結果があることからもの評価に表が、 要な会価の出規格の選定は、 両規格において公式による評価の比較」及び 「b、 解析による評価の比較」に示す事法ごとに比較を行い実施する。 の、公式による評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評価式に用いる許容値及保険並気にお料理の物性低がある。このうち係数については評価がを構成するものであることから評価式として扱う。 材料の物性低については、物性値を制下が率で除して許容値が設定されていることから評価式として扱う。 材料の物性低については、物性値を制下が率で除して許容値の設定されていることからぞの影響は許容値に含まれることになる。よって、評価式と許容値の2つの項目について比較する。 評価式及び許容値の比較は、評価対象部位ごとに実施する。評価式の形や評価大用いる係数の比較は、評価対象部位ごとに実施する。評価式の比較は、評価がありましまとさない。 比較は、許容がのよりまりする。ただ、許容がのよりな形による評価の比較は、計容がのよりまりを対しまして決定しまった。ため、1年の日の規格が容易に判断できるい場合は、安全側の規格といる計画を実施する。また、安全側の規格が異なる場合等で、安全側の規格が容易に判断できない場合は、按計・建設規格の情報を異なるとは定して適定した説計・で安全側の規格が容易に判断できない場合は、 な計・建設規格の情報を異なら1年の規格が容易に判断できない場合は、 を示第501号及び設計・建設規格の情報を異なるこの規格が容易に判断できない場合は、 告示第501号及び設計・建設規格の情報を実施する。 1. 解析による評価を実施する。1号である場合の設計・建設規格及が告示第501号及び設計・建設規格の所規格により評価を実施する。	2.1 クラス 1機器の構造及び強度 (1) 強度音解における適用規格の選定 クラス 1機器のうえ、関手が指揮性形パウングリ拡大範囲」及び「残電機除上設備」については、強硬の適用規格が示意501号又は設計・建設規格である。協定時の適用規格が売か高501号又は設計・建設規格である。協定時の適用規格が売かる501号ではまける評価言葉がある場合はその評価結果がある場合はよる評価を実施する。	残留熱除去系設備 (主要弁) の強度計算を実施することから,対象設備を追記する。

